

個人情報ファイル簿（単票）

令和 8 年 7 月 2 日作成

個人情報ファイルの名称	高額療養費支給台帳	
市の機関の名称	角田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民福祉部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	高額療養費支給事務のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 続柄、7 宛名番号、8 個人番号、9 世帯番号、10 被保険者証番号、11 証番号枝番、12 国保番号、13 口座情報、14 所得区分、15 滞納情報（国民健康保険税に限る）、16 支給決定年月日、17 申請年月日、18 支払年月日、19、支給金額、20 受診医療機関、21 医療機関診療年月、22 医療機関自己負担額	
記録範囲	高額療養費支給申請書を提供した者 宮城県国民健康保険団体連合会が審査し高額療養費支給対象になった者	
記録情報の収集方法	宮城県国民健康保険団体連合会から提供されるレセプトデータ、高額療養費支給申請書	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	「含む」（医療機関の受診データ）	
記録情報の経常的提供先	宮城県、宮城県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受付する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部 総務課 総務係	
	(所在地) 〒981-1592 角田市角田字大坊 4 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） →紙媒体の有無（政令第 21 条第 7 項に該当するファイル） ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル（手作業）処理ファイル）
備 考	—	